

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

#### 選挙管理委員会

- 衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置
- 衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等
- 衆議院議員小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧日
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称等揭示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

ページ

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百六号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、次のとおり数開票区を設置したので、同項の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

開票区	区名	開票所にあてよつとする場所	有権者数	所属投票区
大崎市第一開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二	一、八三七㎡	古川第一投票区から古川第三八投票区まで
			八二、八四一人	山第三八投票区から山第六投票区まで、三本木第一投票区から三本木第八投票区まで、鹿島台第一投票区から鹿島台第二投票区まで

大崎市第二開票区	大崎市田尻勤労青少年ホーム	大崎市田尻沼六番地	二二六・二㎡	一〇、五〇一人	田尻第一投票区から田尻第八投票区まで
大崎市第三開票区	大崎市岩出山体育センター	大崎市岩出山上野目字中川原二番地一	一、〇二六㎡	一七、八四五人	鳴子第一投票区から鳴子第一八投票区まで、岩出山第一投票区から岩出山第七投票区まで

#### ○宮選管告示第百七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

平成二十一年八月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

- 一 被登録資格決定の基準となる日  
平成二十一年八月十七日（ただし、年齢については平成二十一年八月三十日とする。）
- 二 登録を行う日  
平成二十一年八月十七日
- 三 縦覧に供する日  
平成二十一年八月十八日

#### ○宮選管告示第百八号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧に供する日を次のとおり定める。

平成二十一年八月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

縦覧に供する日 平成二十一年八月十八日

#### ○宮選管告示第百九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等揭示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十四日

一 場 所 仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 八 番 一 号 宮 城 県 庁  
二 日 時 平 成 二 十 一 年 八 月 十 八 日 午 後 五 時

宮 城 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 佐 藤 健 一